平成２２年（フ）第５２４号
和歌山市中島570番地　第Ｉ松浦マンション403、住民票上の住所和歌山県海南市溝ノ口３番地
破産者　下野　一哲（旧姓竹内）
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７２８号
和歌山県有田市野510番地１
破産者　榎木畳商店こと　榎木　博規
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７４９号
和歌山県橋本市市脇４丁目４番23号
破産者　ミエ建設こと　三浦　捷吾
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４号
和歌山県岩出市西国分401番地の３　211号
破産者　宮崎由美子
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５号
和歌山市吹上１丁目２番14―401号
破産者　元祖たこしんこと　小林眞知子
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１９号
和歌山市船所95番地の５
破産者　川端真衣子
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４７号
和歌山県海南市日方1500番地１
破産者　月城　昌也
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２１号
香川県高松市川島本町317番地４
破産者　多田登喜夫
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２２号
香川県高松市川島本町317番地４
破産者　多田キミコ
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２０年（フ）第６５号
愛媛県喜多郡内子町立山4740番地　みどり苑201号
破産者　木村　直子
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２０年（フ）第７８号
愛媛県西宇和郡伊方町二名津９番地
破産者　山西　忠雄
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第１３９号
福岡県豊前市大字三毛門1214番地５
破産者　前田　昭子
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第７６号
熊本県玉名市両迫間1355番地１
破産者　簑原　和真
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第２３０号
宮崎県都城市上川東１丁目３号８番地１　ミタカホーム11番館405号
破産者　黒木　茂行
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２６０号
宮崎県都城市平江町６街区12号　サンライズ平江203号
破産者　丸山　辰雄
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

免責許可決定

平成２２年（フ）第４５７号
茨城県つくば市若森1246番地
破産者　澤辺　訓代
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２４号
茨城県つくば市上郷2692番地２、前住所埼玉県三郷市戸ヶ崎3178番地18
破産者　加茂　美和（旧姓大谷部）
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２８号
茨城県土浦市右籾1639番地６
破産者　髙橋　義恒
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２９号
茨城県土浦市下高津１丁目22番34号、前住所茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4400番地５
破産者　佐藤　昌宏
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３０号
茨城県土浦市下高津１丁目22番34号、前住所茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4400番地５
破産者　佐藤トキ子
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３１号
茨城県石岡市貝地２丁目６番７―309号　ロマーヌ石岡第２
破産者　平澤　憲二
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係